お客様各位

公益社団法人　名古屋市シルバー人材センター

「新しい契約方法（包括的契約)」への移行について

日頃よりシルバー人材センターをご利用いただき、誠にありがとうございます。
令和６年１１月１日に「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（いわゆるフリーランス新法)」が施行されました。
当センターの会員もフリーランスに該当し、この法律の適用を受けることになりました。
そうした中、厚生労働省から全国のシルバー人材センターに向け、この法の趣旨に則った新たな契約の指針が出されました。
この指針では、「お客様と会員」、「会員とセンター」、「センターとお客様」の三者で結ぶ新しい契約方法（包括的契約）に変更することとされております。
この指針を受け、当センターでは、令和８年４月から、民間企業、公益団体、病院、学校等のお客様を対象に新しい契約方法（包括的契約）へ移行させていただくことといたしました。
移行に伴う現行契約との変更点は下記のとおりですが、お手続きや会員の働き方については何も変わりはありません。
契約方法の変更にご理解いただきますようお願いいたします。

記

1.　移行する契約
請負・委任の業務を「包括的契約」へ移行します。
発注者様は、センターをご利用いただく際の基本的ルールである「シルバー人材センター利用規約」、「会員業務就業規約」に同意のうえ、センターと利用契約を結びます。そして就業予定会員がセンター提示の就業条件に同意することにより、発注者様と会員との間に業務委託契約が成立することになります。
（詳しくは裏面イメージ図をご参照ください。）
※両規約は本会ホームページにて公開しております。

2.　移行時期　令和８年４月１日

3. 変更内容
請求書・履行確認書に記載される文言のうち、「配分金」は「会員業務委託料」に、「事務費」は「センター業務委託料」に変更となります。
「センター業務委託料」に係る適格請求書は発行いたしますが、就業会員は免税事業者のため「会員業務委託料」に係る適格請求書は発行できません。

包括的契約では、消費税の課税関係が変更されます。

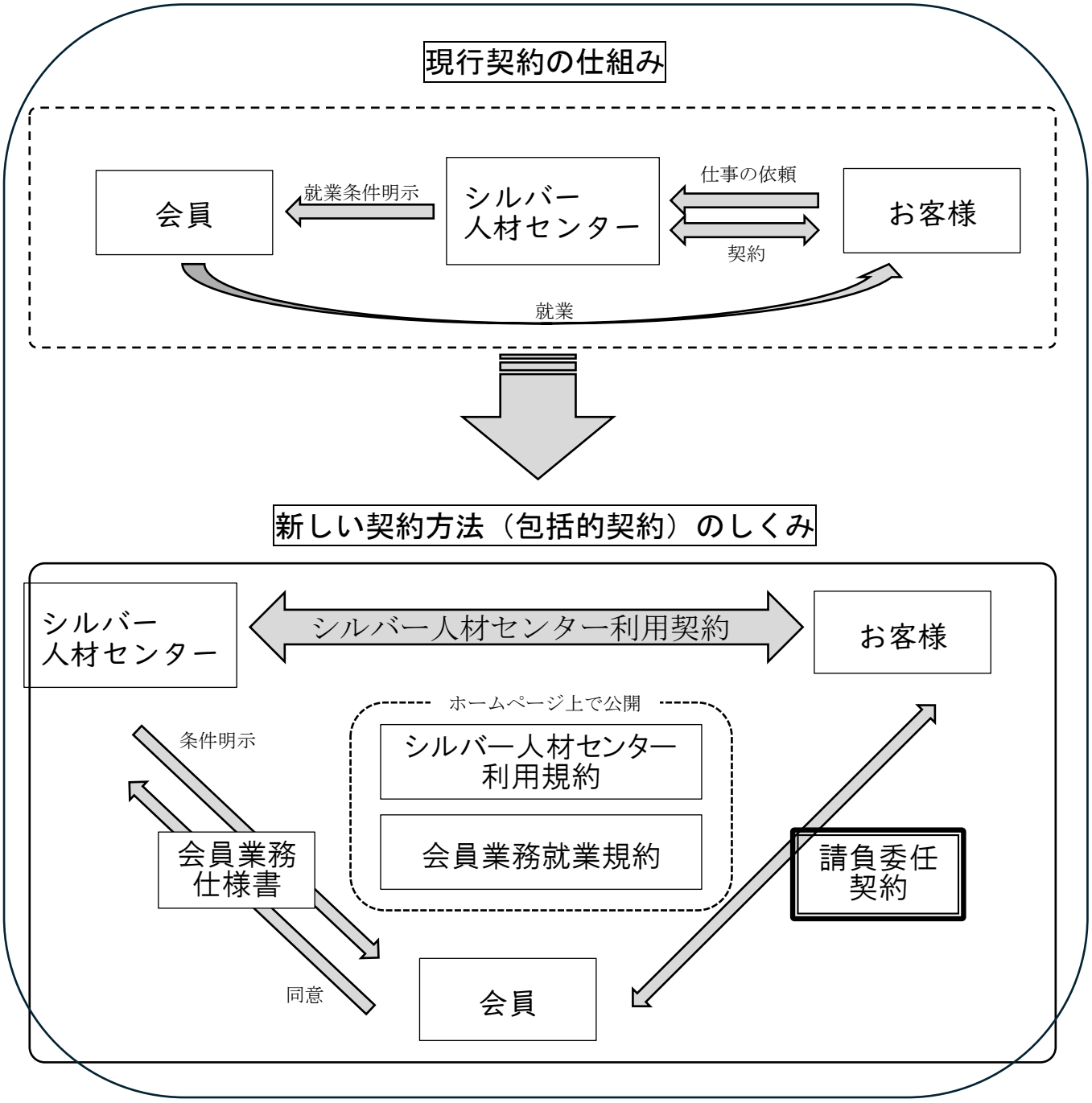
これまでは、利用料金のお支払い全額について仕入税額控除ができましたが、8年4月ご利用分からは、お支払額のうち「会員業務委託料」については、仕入税額控除ができなくなります。（インボイスには対応できません。）＊負担が一定期間軽減される経過措置があります。
※簡易課税制度を選択されている事業者様は、影響ありません。

本制度につきまして、お問合せは下記事務所または担当支部事務所までご連絡くださいますようお願いいたします。

名古屋市シルバー人材センター　業務部　電話 052-842-4688

【ご担当支部事務所】

昭和区・瑞穂区・緑区・天白区の方 東部支部　052-842-4694	熱田区・中川区・港区・南区の方 南部支部　052-671-3161
北区・西区・中村区・中区の方 西部支部　052-524-2181	千種区・東区・守山区・名東区の方 北部支部　052-938-3628



※契約の方法は変わりますが、お手続きや会員の働き方に変更はございません。